埼玉県訓令第二号

本

地 域 機 関庁

技能職員の勤務時間等に関する規程 0 部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月二十九 日

埼玉県知 事 大 野 元 裕

技能 職 員 \mathcal{O} 勤務時間等に関する規程の 一部を改正する訓令

次 のように改正する。 技能職員の勤務時間等に関する規程 (昭和四十四年埼玉県訓令第五号) の一部を

別表中越谷児童相談所の項を削り、 埼玉学園 \mathcal{O} 項を次のように改める。

定める。		5分			
応じ所属長が		3 8 時間 4	職員		
業務の実情に場		聞にしいて	従事する		
て8日とし、 時間45分の		あして1週	の業務に		声
じ。 4週間につい 勤務時間が7	上に同じ。	4週間を平	調理給食	崇	椪

附 則

この訓令は、 公布の から施行する。